



後藤佳旦先生近影

献 辞

学 長 神 木 哲 男

後藤佳旦先生は、平成12年3月、本学教授の職を退かれたが、本学の前身である奈良県立短期大学時代のご在職からかぞえて36年にわたって、本学の発展のために尽くされた。

先生は、昭和8年7月17日、大阪市でお生まれになり、昭和32年3月、関西大学法学部法律学科をご卒業、同34年3月、同大学院法学研究科修士課程を修了され、法学修士の学位を取得された。5年間大阪学院大学高等学校教諭をつとめられたのち、昭和39年4月、奈良県立短期大学助手に就任され、講師、助教授を経て、昭和63年、同教授になられ、平成2年4月、本学発足と同時に教授の職に就かれた。この間昭和46年には京都大学法学部で研修員として研究に従事された。また学内の教務委員、「研究紀要」委員、学生委員等を歴任され、とくに平成8年から2年間は「研究紀要」委員長として研究体制の充実につとめられ、研究・教育ならびに本学の運営に尽力されてきた。

先生は、民法、とりわけ家族法をご専門とされ、『現代家族法の基礎的課題』（時潮社、1989年）は、先生のご研究の集大成といえるが、先生は、一貫して夫婦・親子間や男女差別の問題を研究対象とされ、とくに夫婦や男女相互の権利の問題に精力を注いでこられた。具体的には、婚姻破綻（離婚）に際して起こる法律上のさまざまな問題、女性の家事労働の法的評価をはじめとする家族制度と女性の地位に関する問題に大別されるが、「破綻別居中の夫婦の婚姻費用の分担」、「夫婦の平等と家事労働」、「性的役割分担と家事労働」などを著し、この両面で大きな研究成果を挙げられ、学界に多大の貢献を果たしてこられた。

なお、ここ最近では、現在大きな社会問題になっているセクシャル・ハラスメントについての一連の研究を公にされているが、先生の鋭い問題関心とその解決に向けての学問的努力に深い敬意をあらわさずにはおれない。

また、先生は、奈良県立奈良病院附属看護専門学校、奈良県農業大学校などの講師を長年にわたって引き受けられ、県の教育の振興につとめられるとともに、奈良県雇用労政課労働相談員などを歴任され、学識経験者として地域社会の発展にも多大の貢献を果たされた。

本学は、大学・学界・県政・社会に対する先生の多大のご貢献を讃え、感謝の微意を表すため、先生に名誉教授の称号をお贈りした。

先生が、いつまでもご壮健で、ますますご活躍されることを心からお祈りしたい。